# 由利本荘市木材利用促進基本方針

平成24年3月12日策定 令和 5年1月4日改訂

## 第 1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取組、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

## 第 2 建築物等における木材の利用の促進の意義

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現など木材利用による効果に関する市民の理解を深めながら、民間建築物等での木材利用を促していく。

#### 1 木材利用そのものの効果

公共建築物は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による率先した木材の利用、あるいは取組状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果 はもとより、民間建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製 品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

## 第 3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進に図るものとする。

ただし、地元産木材とは、原則、由利本荘市で生産された木材とする。

1 低層の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定や設置基準等がある場合や防災関連施設など用途面から木材の利用が困難である場合等を除く。

また、整備する公共建築物の内装等においても、木材の使用が適切と判断される部分については、木質化を図るものとする。

- 2 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に地元産木材を活用する。
- 3 その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産 木材を使った物品を積極的に利用する。

#### 第 4 地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、可能な限り地元産木材の利用に努める。

また、民間事業者が整備する建築物については、市は可能な限り木材が利用されるよう働きかけるものとする。

- 1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品
- 3 その他、公共の用に供する工作物等

#### 第 5 地元産木材の利用促進に向けた取組

1 市の取組

市は率先して公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、近隣市町村や民間団体その他の関係者の協力も得つつ、民間の建築物も含めた地元産木材の利用促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 木材の利用促進のための計画策定
- (2) 木材の供給体制の整備
- (3) 木材利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報収集・分析・ 提供など
- (4) 木材の特性やその利用促進の意義についての市民理解の醸成
- 2 関係者相互の連携した取組

林業事業体、木材加工業者、建設業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及び品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

#### 第 6 その他地元産木材の利用を促進する上で必要な事項

1 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

#### 2 木質資源の多角的利用の推進

森林の立木の伐採や木材の加工工程などで発生する未利用の木質資源バイオマスを有効 に利用するため、木質バイオマスエネルギー源としての利用促進を図るものとする。

## 附則

この方針は、平成24年3月12日から施行する。

#### 附則

この方針は、令和5年1月4日から施行する。